

# 資料の収集基準

令和3年(2021年)改訂版

付：資料の除籍基準

平塚市図書館

## I 基本方針

公共図書館の本質的機能は、図書館を利用する人々やグループに対し、その必要に応じ資料や情報を効果的に提供することである。

この提供する資料・情報の価値判断については、現今の資料・情報の激増、利用者のニーズの多様化といった社会的状況にあつては、必要なものは積極的に収集するという考え方を根底に持つ必要がある。

以下、この「収集基準」は、平塚市図書館の指針を示すものであり、これにより図書館が人類の知的遺産と情報の宝庫として機能し、市民の知的要求に応えようとするものである。

- (1) 資料の収集にあたっては、刊行されているすべての資料を対象とし、公共図書館としての役割、市民の要求及び社会的動向を十分配慮して、市民の調査・研究・レクリエーションなどに役立つ資料を幅広く収集する。
- (2) 収集する資料は、図書、新聞、雑誌、パンフレット類、視聴覚資料などとするが、行政資料や郷土資料などの地域資料、大活字本などのハンディキャップサービス用資料も積極的に収集する。さらに、社会や市民生活に多様にとりこまれている新しい情報メディアについても十分留意して幅広く収集する。
- (3) 資料の収集は、国内で刊行された資料を原則とし、外国で刊行されたものも必要により、収集する。
- (4) 多様な対立する意見のある問題については、著者の思想的、宗教的、党派的立場などにとらわれることなく、それぞれの観点に立つ資料を幅広く収集する。
- (5) 資料の収集は、県立図書館、大学図書館、専門図書館その他市博物館との連携協力、役割分担を進めながら行うが、湘南平塚の図書館として特色ある資料収集に努める。
- (6) 次の資料については、必要性、内容等を確認して収集する。
  - ア 学習参考書、各種試験問題集
  - イ 人権またはプライバシーを侵害するもの
- (7) 資料の収集は、購入を原則とするが、寄贈、寄託なども必要に応じて受け入れる。この場合も、この収集基準を適用する。

## Ⅱ 資料収集基準

### 1 一般用図書

市民の調査、研究、レクリエーション等に資するため、日常的に必要な資料のほか、公共図書館として必要な資料を収集する。必要により複本を収集する。

以下「日本十進分類法新訂10版」の主題配列にしたがって要点を特記する。

#### (1) 総記(000)

- ア 情報学・情報科学については、最新の入門書、実用書、技術書のほか、基礎的な専門書を幅広く収集する。
- イ 図書館・図書館情報学に関するものは、積極的に収集する。
- ウ 読書案内、読書の方法に関するものは、幅広く収集する。
- エ 主要な叢書、全集、選書は、積極的に収集する。

#### (2) 哲学(100)

- ア 哲学、心理学、倫理学・道徳、宗教は、入門書、概説書、研究書のほか各分野の代表的著作も収集する。
- イ 超心理学・心霊研究、相法・易占、人生訓・教訓は、幅広く収集する。
- ウ 講座、全集は、主要なものを中心に収集する。

#### (3) 歴史(200)

- ア 読物、入門書、概説書、研究書、史料など基礎的なものから専門書まで多様な資料を収集する。
- イ 各県の歴史は、通史的なものを収集する。
- ウ 各国史は、特にアジアの歴史に留意して、通史的なものを中心に収集する。
- エ 伝記は、内外各分野にわたり積極的に収集する。
- オ 地理・地誌・紀行は、利用が多いので積極的に収集する。
- カ 旅行案内は、最新のものを幅広く収集する。

#### (4) 社会科学(300)

- ア 社会科学は、入門書、概説書、理論書のほか、主要な古典的著作を収集する。
- イ 今日的テーマを扱ったものや時事に関する解説書などは幅広く収集する。
- ウ 日常生活や業務上必要な実用書は、幅広く収集する。
- エ 政治に関する著作は、日本に関するものを中心とし、外国の政治については主要なものを収集する。
- オ 外交・国際問題は、本市が「核兵器廃絶平和都市宣言」を採択している関係から多様な観点の資料を積極的に収集する。

- カ 法律は、日本のものを中心とし、外国の法律については主要なものを収集する。各種法律の解説書は、実用的な価値に留意して収集する。
- キ 経済は、入門書、概説書、研究書、原典について多様な観点に立つ資料を幅広く収集する。
- ク 企業・経営、経営管理は、関心が高いため幅広く収集する。
- ケ 社会学は、入門書、概説書、研究書を幅広く収集する。
- コ 同和問題は、多様な観点に立つ資料を幅広く収集する。
- サ 社会保障、生活・消費者問題、労働経済・労働問題、家族問題・男性・女性問題・老人問題、社会福祉など社会的関心の高い分野については、多様な資料を幅広く収集する。
- シ 教育は、基礎的な理論書、古典のほか入門書、概説書を幅広く収集する。
- ス 風俗習慣・民俗学・民族学、通過儀礼・冠婚葬祭、年中行事・祭礼、伝説・民話〔昔話〕などは、幅広く収集する。
- セ 国防・軍事は、多様な観点に立つ資料を幅広く収集する。

(5) 自然科学（400）

- ア 入門書、概説書、基本的な理論書を中心に自然科学の最新の情報を提供できるよう幅広く収集する。
- イ 数学、物理学、化学、天文学・宇宙科学、地球化学・地学は、市民の関心が高いものを幅広く収集する。
- ウ 地震学、古生物学・化石は、市民の関心が高く利用も多いので幅広く収集する。
- エ 生物科学・一般生物学は、入門書、概説書を中心に収集する。
- オ 植物学、動物学は、入門書、概説書、図鑑を中心に幅広く収集する。
- カ 医学、薬学については、入門書、概説書のほか利用の多い実用書を幅広く収集する。関心の高い分野については、必要により、専門書も収集する。

(6) 技術・工学（500）

- ア 入門書、概説書、技術書など各分野について最新の情報を提供できるよう幅広く収集する。必要により専門書も収集する。
- イ 工業動力・エネルギーは、関心が高い分野なので、多様な資料を積極的に収集する。
- ウ 都市計画、ごみ問題は、都市問題との関連から関心も高いので、積極的に収集する。
- エ 環境工学・公害・環境問題は、関心が高いため、多様な観点に立つ資料を幅広く収集する。
- オ 建築学は、幅広く収集し、特に住宅建築は、利用が多いので実用的な資料を積極的に収集する。
- カ 運輸工学・車両・運搬機械、自動車工学、電気鉄道、通信工学・電気通信は、利用も多いので趣味や実用に役立つものを幅広く収集する。

キ 家政学・生活科学は、流行や季節にも配慮して実用的価値の高い最新の資料を積極的に収集する。

(7) 産業 (600)

ア 入門書、実用書、概説書を中心に収集するが、社会科学との関連で産業社会の新しい動向について書かれている資料も積極的に収集する。

イ 農業、園芸、畜産業、林業、水産業は、趣味や実用に役立つものを幅広く収集する。

ウ 商業、貿易は、入門書、概説書などを中心に収集するが、実用に役立つ資料も幅広く収集する。

エ 運輸・交通、通信事業は、入門書、概説書を中心に収集するが、特に鉄道運輸、郵便切手などは、趣味に役立つ資料や実用書を幅広く収集する。

(8) 芸術 (700)

ア 教養、鑑賞、研究、制作、実技、趣味、娯楽に役立つ資料のほか基本的な理論書も幅広く収集する。

イ 美術全集は、積極的に収集する。

ウ 漫画は、ストーリー、テーマ、素材、表現などに留意して社会的評価の高いものを収集する。

エ 彫刻、絵画、版画、写真などの画集、作品集、写真集、作家・作品研究、技法は幅広く収集する。

オ 工芸は、各分野にわたり趣味や実用に役立つ資料を市民の趣向にも留意して収集する。

カ 音楽は、各ジャンルにわたり音楽史、作品研究、伝記、楽譜集を含めて幅広く収集する。

キ 演劇は、趣味、鑑賞、実用に役立つもののほか学校や地域で上演される各種の演劇脚本についても、幅広く収集する。

ク 映画は、基本書のほか、時事性、話題性のあるものを選択的に収集する。

ケ スポーツ・体育は、各種競技にわたり入門書、実技書、基本書を幅広く収集する。

コ 諸芸・娯楽は、各分野にわたり入門書、実技書、基本書を幅広く収集する。

(9) 言語 (800)

ア 日本語は、概説書、理論書のほか教養や実用に役立つ資料を幅広く収集する。

イ 外国語は、入門書、概説書、理論書のほか国際理解に役立つ学習、教養、実用的資料を幅広く収集する。

(10) 文学 (900)

ア 最も関心の高い分野なので古典から現代にいたる主要な全集、叢書、作品集などを積極的に収集する。

- イ 各種の文学賞を受賞したものや話題になった作品は、積極的に収集する。
- ウ 児童文学研究は、こども室との関係から幅広く収集する。
- エ 日本文学の研究、作家・作品研究は、選択的に収集する。
- オ 現代作家の小説は、幅広く豊富に収集する。必要により複本も収集する。
- カ 詩歌、戯曲、評論・エッセイ・随筆、日記・書簡・紀行は、主要な作家の作品、古典の評釈書のほか時事性・話題性のある作品も幅広く収集する。
- キ 外国文学は、古典・現代作家の作品研究などを中心に幅広く収集する。

(11) 貸出用地域資料

貸出しに適した資料で、平塚市を核にし周辺の隣接市町、神奈川県その他県内市町村に関するものを幅広く収集する。

## 2 児童図書

乳幼児、児童、生徒の興味や関心を呼び起こし、その発達段階に応じた資料を幅広く収集する。必要により複本も収集する。

(1) 総記（000）

- ア 百科事典、一般年鑑などは、子どもたちにとって判り易く、学習や調査研究に応えられるものを幅広く収集する。
- イ コンピュータに関する資料は、子どもたちにも理解できる資料を幅広く収集する。

(2) 哲学（100）

- ア 哲学、心理学、倫理、宗教などは、子どもたちにも理解できる資料を幅広く収集する。
- イ 超心理学・心霊研究、相法・易占などは、子どもたちにとって判り易く、興味に応えられる資料を収集する。
- ウ 人生訓・教訓などは、子どもたちの興味や悩みに応えられる資料を収集する。
- エ 神話・神話学は、判り易く書かれた資料を数多く収集する。

(3) 歴史（200）

- ア 日本史、世界史・文化史は、年表、事典などを含め図版のある資料にも留意して幅広く収集する。
- イ 国旗は、最新の資料を収集する。
- ウ 個人伝記は、事実にして判り易く書かれた資料を幅広く収集する。
- エ 地理は、日本や世界の最新の資料を幅広く収集する。

(4) 社会科学 (300)

- ア 人々の暮らしや社会のしくみ、戦争と平和 (319)、福祉・ボランティア、職業、教育、民俗、伝説・民話 [昔話]、国防・軍事は、判り易く書かれた資料を幅広く収集する。
- イ 日本や世界の新しい動きについて書かれた資料にも留意する。
- ウ 性については、子どもたちに正しい知識を与えるものを幅広く収集する。
- エ 日本や世界の文化について、判り易く書かれた資料を幅広く収集する。

(5) 自然科学 (400)

- ア 科学的な物の見方、考え方を育てる資料を幅広く収集する。
- イ 自然に対する興味や関心呼び起こし、自然のしくみについて正確で判り易く書かれた最新の資料を幅広く収集する。

(6) 技術・工学 (500)

- ア 各種技術の進歩やその応用について、新しい知識・情報がもりこまれ判り易く書かれた資料を幅広く収集する。
- イ 工作、模型のほか自動車、電車など、子どもたちの関心の高いものについては、幅広く収集する。
- ウ 環境問題は、関心が高いことから幅広く収集する。

(7) 産業 (600)

- ア 基礎的な知識・情報が得られ、子どもたちの生活に役立つ実用性の高い資料を幅広く収集する。

(8) 芸術 (700)

- ア 彫刻、絵画、工芸、音楽、演劇などは、各分野の基礎的な解説書、実技書を中心に幅広く収集する。
- イ スポーツ・体育は、基礎的な実技、規則などのほか、スポーツへの関心を高める資料も幅広く収集する。
- ウ 娯楽性の高い資料については、子どもたちの関心が高いものについて、継続的に利用可能な資料を幅広く収集する。

(9) 言語 (800)

- ア 言語の学習に役立つ資料を中心に収集する。
- イ 辞典、事典は、正確さや使い易さに留意して収集する。

(10) 文学（900）

- ア 子どもたちの豊かな創造力や感受性を育むもの、好奇心や夢を広げ、人生を豊かにするものを幅広く収集する。
- イ 古典・翻訳図書は、原文の意味を正確に伝えているものを収集する。
- ウ 評価の定まった作品は、もれがないよう収集に留意する。

(11) 絵本

- ア 絵と文章が一体となり、絵がストーリーを語っているもので、子どもたちにとって楽しい資料を幅広く収集する。
- イ 評価の定まった作家の作品は、積極的に収集に留意する。
- ウ 大勢の子どもの利用に耐える資料を収集する。

(12) 漫画

- ア 子どもたちにとって、楽しく心を豊かにし、ストーリー、テーマ、素材、表現などが子どもたちにふさわしいものかどうか検討し、選択的に収集する。
- イ 学習漫画は、テーマ、内容などに留意し選択的に収集する。

(13) 参考図書

- ア 辞典、事典、便覧、ハンドブック、統計、年鑑、地図など、子どもたちに判り易く書かれ、調べ易く編集してあるものを収集する。必要により、最新のものを収集する。

(14) 地域資料

- ア 平塚に関する資料で、子どもたちの調査・研究に役立つ資料を幅広く収集する。必要により、神奈川県や近隣地域について書かれている資料も収集する。
- イ 一般用の資料にあっても、子どもたちの利用に適する資料は収集する。

(15) 外国語図書

- ア 評価の定まった作品は選択的に収集する。

(16) 紙芝居

- ア 絵とストーリーが適切で、脚本も判り易く紙芝居の機能をよく生かしているものを収集する。作者、枚数、大きさなどにも留意する。



### 3 参考図書

市民の調査研究に必要な基本的資料を以下の各号に注意して収集する。

- (1) 辞典、事典、便覧、ハンドブック  
各主題にわたり基本的な資料を積極的に収集する。
- (2) 年鑑  
各主題にわたり基本的な資料を欠合がないよう幅広く収集する。
- (3) 統計書
  - ア 各主題にわたり基礎的な資料を幅広く収集する。
  - イ 全国的な資料は幅広く収集するが、都道府県別の統計は必要により収集する。
  - ウ 世界各国の統計は必要により収集する。
- (4) 人名録、団体名鑑  
各主題にわたり歴史的人物や現在活躍中の人物を含め基本的な資料を幅広く収集する。
- (5) 目録、書誌  
各主題にわたり積極的に収集する。
- (6) 地図  
世界及び日本の現行地図は、内容が新しく正確なものを収集する。
- (7) 法令集
  - ア 六法全書、日本の現行法規は継続的に収集する。
  - イ 小主題の法令集などは、利用の多いものを積極的に収集する。
- (8) 新聞(マイクロ版)  
朝日新聞(全国版、地方版)、神奈川新聞を収集する。
- (9) 電話帳  
国内で刊行されている最新版を収集する。

## 4 地域資料

地域資料は、行政資料と郷土資料に分けて収集する。

### (1) 行政資料

ア 平塚市が著作あるいは印刷発行したものは網羅的に収集する。

\* 詳しくは「地域資料コーナーにおける行政資料の管理に関する要綱」を参照。

イ 神奈川県あるいは隣接市町村が著作あるいは印刷発行したものについては、先方から送付されたものを収集する。

### (2) 郷土資料

\* 「郷土資料」については「地域資料（行政資料・郷土資料）について」に定義する

郷土資料は、次のものを収集する。

ア 平塚に関する記述のあるもの。

イ 郷土人が著した著作。

ウ 平塚で発行された資料。

注1 郷土とは、平塚市を指すが、資料収集にあたっては、平塚市を核に県および隣接市町村の資料を収集する。但し、隣接市町村については限定的に収集する。

注2 郷土人とは

① 平塚市でほぼ終始した人（帰属主義）

② 平塚市で活躍し、郷土に影響を与えた人（効果、業績主義）

## 5 逐次刊行物

### (1) 新聞

新聞は、国内発行の主要全国紙を中心に各種新聞を収集する。外国語の新聞は、限定的に収集する。

ア 全国一般紙

イ 経済紙

ウ スポーツ紙

エ 政党機関紙

オ 平塚市を中心にしたローカル紙

カ 神奈川県を中心にしたローカル紙

キ 県・市の広報紙

ク その他

### (2) 雑誌

雑誌は、国内発行の各分野における代表的なものを中心に、利用の動向にも留意しながら収集する。

ア 総合誌

- イ 出版情報に関する雑誌
- ウ 時事に関する雑誌
- エ 社会科学、人文科学、自然科学の雑誌
- オ 芸術誌
- カ 文芸誌
- キ 生活・情報誌
- ク 婦人雑誌
- ケ スポーツ誌
- コ こども向雑誌

(3) 官報、文部広報、県広報

欠号がないように収集する。必要によりマイクロフィルム等も収集する。

## 6 移動図書館用図書(団体貸出用も含む)

(1) 一般用図書

一般用図書の基準を準用するが、特に読物、趣味、家事、教養書、実用書などを中心に最新の資料を収集する。

(2) こども用図書

こども室用図書に準じて収集する。

## 7 視聴覚資料

市民の趣味、教養、生活を高め文化活動の高揚に資するため、情報化社会の動向にも留意しながら、次の視聴覚資料を収集する。

(1) 映像資料

- ア 作品としての価値が高く、主題が明確で信頼できるものであり、また画面色彩が鮮明適切で、用語解説、録音等が平易かつ適切妥当なものを収集する。
- イ 題名、製作者、製作年月日、規格（音声、色彩、上映時間等）にも留意する。
- ウ 生活文化、スポーツ、歴史、社会科学、自然科学、技術、産業、芸術の全分野にわたり体系的に収集する。
- エ 利用の目的に応じ、適切なメディア（種類）を選定する。

(2) 録音資料

資料は、音楽（クラシック、ポピュラーなど）と非音楽（朗読、記録など）に分け、作曲者、作詞者、演奏者、歌手、演者、朗読者、内容、録音状況などに注意して収集する。

## 資料の除籍基準

### Ⅲ 資料の除籍基準

#### 1 亡 失

- (1) 所在不明資料として、6年を経過したもの
- (2) 利用者の紛失により返却不能となったもの

#### 2 汚破損

汚損、破損の程度が著しく利用に耐え得ないもの

#### 3 不 用

- (1) 実用書、娯楽書、読物などで実用価値のなくなったもの
- (2) 書庫内資料についても汚破損の進行、類書、複本等の購入、利用状況、他館の所蔵状況等を考慮して見直しを行うことがある。

#### 付 則

この基準は、平成2年4月1日から施行する。

この基準は、平成17年（2005年）4月1日から施行する。

この基準は、平成21年（2009年）4月1日から施行する。

この基準は、令和3年（2021年）4月1日から施行する。